

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 4 日

各 都 道 府 県 総 務 部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

地方公共団体における障害者の雇用の促進について

地方公共団体における障害者の採用等については、かねてから格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、地方公共団体の機関は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、自ら率先垂範して障害者を採用し、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。国及び地方公共団体においては 2.8%。）を下回ることのないようにすべき立場にあり、これまでも「地方公共団体における障害者雇用の促進等について」（令和 2 年 3 月 31 日付け事務連絡）等により、法定雇用率の達成に向けた要請をしているところです。

しかしながら、令和 6 年 12 月 20 日に厚生労働省が公表した「令和 6 年 障害者雇用状況の集計結果」（別添 1）によると、令和 6 年 6 月 1 日現在において、市町村の機関のうち法定雇用率を満たしていない割合は約 3 割となっています。

このような調査結果であることや、本年 4 月の除外率の引下げ及び令和 8 年 7 月の法定雇用率の引上げも踏まえ、厚生労働省から当省に対して、令和 7 年 3 月 28 日付け職発 0328 第 1 号（別添 2）により協力依頼がありました。

市町村をはじめ法定雇用率を満たしていない機関にあっては、障害者雇用促進法に基づく障害者採用計画を踏まえた法定雇用率の達成を始め、障害者の雇用促進に係る取組を更に積極的に進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通

じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを
申し添えます。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課

女性活躍・人材活用推進室 北川、進藤

電話：０３－５２５３－５５４６（直通）

報道関係者 各位

令和6年12月20日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 西澤 栄晃

主任障害者雇用専門官 藤井 剛

課 長 補 佐 武田 和也

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5829、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は67万7,461.5人、
対前年差3万5,283.5人増加、対前年比5.5%増加、
- ・実雇用率2.41%、対前年比0.08ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は46.0%、対前年比4.1ポイント低下

＜公的機関＞（同2.8%（2.6%）、都道府県等の教育委員会は2.7%（2.5%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

- ・ 国 : 雇用障害者数 1万428.0人（9,940.0人）、
実雇用率 3.07%（2.92%）
- ・ 都 道 府 県 : 雇用障害者数 1万1,030.5人（1万627.5人）、
実雇用率 3.05%（2.96%）
- ・ 市 町 村 : 雇用障害者数 3万7,433.5人（3万5,611.5人）、
実雇用率 2.75%（2.63%）
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1万7,719.0人（1万6,999.0人）、
実雇用率 2.43%（2.34%）

＜独立行政法人など＞（同2.8%（2.6%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

- ・雇用障害者数1万3,419.0人（1万2,879.5人）、実雇用率 2.85%（2.76%）

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	28,162,399.0 人	677,461.5 人	2.41 %	53,875 / 117,239	46.0 %
	[574,103 人]	[574,103 人]			
	(27,523,661.0 人)	(642,178.0 人)	(2.33 %)	(54,239 / 108,202)	(50.1 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	339,750.0 人	10,428.0 人	3.07 %	43 / 44	97.7 %
	[8,816 人]	[8,816 人]			
	(340,707.5 人)	(9,940.0 人)	(2.92 %)	(44 / 44)	(100.0 %)
行政機関	310,275.5 人	9,561.5 人	3.08 %	37 / 38	97.4 %
	[8,144 人]	[8,144 人]			
	(311,259.0 人)	(9,121.5 人)	(2.93 %)	(38 / 38)	(100.0 %)
立法機関	3,995.5 人	118.0 人	2.95 %	5 / 5	100.0 %
	[95 人]	[95 人]			
	(4,011.0 人)	(115.0 人)	(2.87 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	25,479.0 人	748.5 人	2.94 %	1 / 1	100.0 %
	[577 人]	[577 人]			
	(25,437.5 人)	(703.5 人)	(2.77 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

※司法機関については、最高裁判所からの高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所分を一括した通報によるもの。

※行政機関のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	361,319.0 人	11,030.5 人	3.05 %	150 / 168	89.3 %
	[8,761 人]	[8,761 人]			
	(359,503.0 人)	(10,627.5 人)	(2.96 %)	(152 / 163)	(93.3 %)
都道府県 知事部局	280,855.5 人	8,597.0 人	3.06 %	45 / 47	95.7 %
	[6,728 人]	[6,728 人]			
	(279,375.0 人)	(8,267.5 人)	(2.96 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の 都道府県 機関	80,463.5 人	2,433.5 人	3.02 %	105 / 121	86.8 %
	[2,033 人]	[2,033 人]			
	(80,128.0 人)	(2,360.0 人)	(2.95 %)	(105 / 116)	(90.5 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの6機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,363,140.5 人 (1,353,753.5 人)	37,433.5 人 [29,699 人] (35,611.5 人)	2.75 % (2.63 %)	1,769 / 2,488 (1,910 / 2,460)	71.1 % (77.6 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの175機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	728,083.5 人 (726,615.5 人)	17,719.0 人 [14,028 人] (16,999.0 人)	2.43 % (2.34 %)	50 / 93 (64 / 95)	53.8 % (67.4 %)
都道府県教育委員会	640,332.5 人 (638,830.0 人)	15,547.5 人 [12,240 人] (14,936.0 人)	2.43 % (2.34 %)	22 / 47 (31 / 47)	46.8 % (66.0 %)
市町村教育委員会	87,751.0 人 (87,785.5 人)	2,171.5 人 [1,788 人] (2,063.0 人)	2.47 % (2.35 %)	28 / 46 (33 / 48)	60.9 % (68.8 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの3機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	471,294.0 人 (467,326.5 人)	13,419.0 人 [10,675 人] (12,879.5 人)	2.85 % (2.76 %)	285 / 373 (308 / 369)	76.4 % (83.5 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	219,303.5 人 (218,020.5 人)	6,501.0 人 [5,237 人] (6,294.5 人)	2.96 % (2.89 %)	80 / 94 (80 / 93)	85.1 % (86.0 %)
国立大学法人等	150,869.0 人 (149,826.0 人)	4,266.5 人 [3,276 人] (4,096.5 人)	2.83 % (2.73 %)	65 / 86 (77 / 86)	75.6 % (89.5 %)
地方独立行政法人等	101,121.5 人 (99,480.0 人)	2,651.5 人 [2,162 人] (2,488.5 人)	2.62 % (2.50 %)	140 / 193 (151 / 190)	72.5 % (79.5 %)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった機関のうちの10機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの10機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの27機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

職 障 発 0328 第 1 号
令 和 7 年 3 月 28 日

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長 殿

厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の機関における法定雇用率の達成に向けた
取組の推進について（協力依頼）

厚生労働行政の推進については、平素から格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、障害者雇用については、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第1項の規定に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報いただいているところです。

国及び地方公共団体は、一般の民間事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあるため、その雇用率についてもより高い雇用率を課すとともに、雇用率の達成についても民間事業主に対し率先して実現すべき立場にあります。しかしながら、令和6年6月1日現在の市町村の機関の職員の任免に関する状況等については、多くの機関（2,488機関中719機関）において法定雇用率（2.8%）を下回る状況となっております。

このため、厚生労働省においては、本年4月の除外率の引下げ及び令和8年7月の法定雇用率の引上げも踏まえ、各都道府県労働局及び公共職業安定所を通じて、地方公共団体の機関に対して障害者の新たな採用や職場定着等に関する支援を積極的に展開してまいります。貴省においても法定雇用率達成に向けて、着実に障害者を採用するように地方公共団体に働きかけていただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。